

「リフォーム詐欺」から高齢者等を守るための対策強化を求める意見書

認知症など判断能力の不十分な高齢者をねらって不要なリフォーム工事を契約させ、法外な代金を請求・だまし取る「リフォーム詐欺」が大きな社会問題になっている。そうした犯罪行為の横行を許さないため、まずはあらゆる法律・制度を駆使し、関係機関が連携して、悪質業者を摘発することと、再発防止への早急な取り組み強化が求められる。

そのため政府は7月13日、関係6省庁による担当課長会議において当面の対応策となる緊急対策を決めた。その内容は、悪質業者に対する行政処分や取り締まりの強化、関係業界に再発防止策を求めるなど多岐にわたっている。

その上で、今後の課題として、成年後見制度をより利用しやすくするための措置や、リフォーム工事に関する建設業法の見直しなどが指摘されている。

よって、本市議会は、政府に対し、高齢者等を「リフォーム詐欺」から守るため、早急に下記の項目を実施するよう強く要望する。

記

1 成年後見制度の普及、活用

(1) 制度趣旨への理解を含めた周知徹底のための広報活動を強化するとともに、成年後見申し立て時の費用や後見人への報酬を助成する成年後見制度利用支援事業を拡充・周知すること。

(2) 第三者後見人の人材を確保すること。

2 建設業法の見直し

(1) 建設業法上、軽微な建設工事（1件500万円未満）の請負については建設業の許可を必要としないため、同法を見直すこと。

(2) リフォームを含む建設工事の請負契約の締結に当たっては、書面の記載などの手続義務規定違反に対する罰則を設けること。

3 建築士法の見直し

建築士法により、建築士でなければできない設計または工事監理が規定されているが、リフォームは多くの場合、建築士でなくても設計等を行うことができるため、同法を見直すこと。

4 全国各地の窓口で気軽に法的サービスが受けられる「日本司法支援センター」（来秋スタート予定）が、高齢者らに対する出張相談などを積極的に実施すること。

- 5 特定商取引法や消費者契約法、割賦販売法などを活用して被害者の早期救済を図るとともに、悪質リフォームを対象にした取締法規の制定を検討すること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成17年9月29日

三鷹市議会議長 金 井 富 雄